

地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について（平成19年10月）

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

<見直し方針>

委託事業（49事業）
・事業ごとに廃止、整理統合、全市展開の方向を決めスケジュールを明確にして実行する

補助金・分担金（30事業）
・廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行する
・全てについて、本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する

貸付金（6事業）
・回収や債権処理について、スケジュールを明確に実行する
・奨学金については一括処理に向けた債権放棄等を行なうための課題整理をおこなう

<19年3月末までに見直した事業等>

1 地域内指定管理施設の廃止（2事業）
・地域老人福祉センター、青少年会館の条例廃止（△2,871百万円）（政策的課題の項 参照）

2 委託事業、補助金・分担金
（1）廃止した事業（26事業）（△828百万円）
・委託事業（人権文化センター（IT）講習等）
・補助金（大阪地域医療ケア研究大会補助等）
（2）整理・統合した事業（5事業）（△39百万円）
（地域生活支援事業等）

3 職員の見直し（△1,013百万円）
学校（管理作業員・給食調理員）18年度末 44名
保育所（保育士） 18年度末 78名

※特別会計、外郭団体等の事業等10事業のうち9事業については見直し済み

<引き続き見直しを行っている事業等>

19年度に見直しを行う事業等
（1）委託事業（14事業）
19年度中に見直し
・工場アパート管理業務委託（9事業）
・資源再生共同作業場管理・運營業務委託（4事業）
・理学療法士・作業療法士派遣事業委託（1事業）
※工場アパート管理業務委託については、19年度から廃止。19年4月に賃料を見直した。施設のあり方については現在検討中。

（2）補助金（14事業）分担金（3事業）
本市全体の方針に沿い21年度までに見直し

（3）貸付金（5事業）
返還金の回収と債権処理を検討
※大阪府地域支援人権金融公社貸付金
23年度までの5年間について返済計画に基づき返済
24年度以降の返済計画は23年度中に協議
※高校・大学奨学金
返還決定者には、引き続き返還を請求。
卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、今年度中の一括処理の措置に向け、債権放棄等の課題整理を行う。

(2) 未利用地・建物等の使用

<見直し方針>

**有償化や契約方法の整理を図るなど
引続き活用を図っていくもの（92件）**
・他の同種の利用条件との均衡を図るよう
着実に対応していく

<19年9月までの進捗状況>

既に他の同種の利用条件との均衡が図れたもの
〔19年1月末〕→〔19年3月末〕→〔19年9月末〕
18件 49件 59件

<19年10月以降引き続き見直しを行っていくもの>

19年度も引き続き現在の取り組みを進め、方針に沿った実施に努めていくもの（33件）
・収益事業関係（共同浴場・診療所等） 18件
・コミュニティ関係 8件
・産業振興施設 4件
・その他 3件

明渡しや原状回復等を求めるもの（46件）
・18年度末を目途とし速やかに対応する

既に明渡し等が完了したもの

〔19年1月末〕→〔19年3月末〕→〔19年9月末〕
18件 27件 32件

引き続き明渡し等の交渉を進め、19年度中の解決を図っていくもの（14件）

・時期が明確になっているもの 1件
・引き続き交渉を進めているもの 9件
（うち法的措置を検討しているもの 6件）
・明渡し訴訟中 4件
※人権文化センターにおける部落解放同盟大阪府連
地域支部事務所の状況について
・19年5月末までに移転済み 3件（矢田、浅香、加島）
・19年9月使用継続中（明渡し訴訟中） 4件
（生江、住吉、平野、西成）

(3) 特別な優遇措置等

<見直し方針>

是正の内容とスケジュールを明確にし実行する（19事項）

<19年9月までに見直したもの>

廃止した優遇措置等（18事項）

<19年10月以降引き続き見直しを行っていくもの>

引き続き検討を行っていくもの（1事項）

2 政策的な課題の解消について

＜見直し方針＞	＜19年9月までの進捗状況＞	＜今後のスケジュール＞
1.学校における職員配置の適正化 ・全市的な基準を超える管理作業員10名、給食調理員54名の配置を19年度末までに見直す。並行して管理作業員の総数の縮減に努める ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、18年度中に配置基準の見直しを行い、21年度末までに配置の適正化を図る。並行して給食調理員の総数の縮減に努める ・18年度末までに中学生の給食の考え方をまとめる	・18年度末に管理作業員8名、給食調理員36名の配置を見直した ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、配置基準の見直しを行った ・中学生の昼食に関して、19年3月29日の「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」のまとめを踏まえ、4月24日に市としての方針を定めた(別紙資料参照)	・19年度末までに残りの管理作業員2名、給食調理員18名の配置を見直す ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、人事異動により21年度末までに配置の適正化を行う ・方針に基づいて、中学生の昼食に関する施策について19年度中に具体的な内容・進め方を定め、20年度より順次実施する
2.青少年会館の管理運營業務 ・18年度末をもって条例廃止する ・「相談と居場所づくり等3事業」については全市展開する。その他の事業は廃止する ・青少年会館施設で体育館・グラウンド等で、一般スポーツ施設として活用できるものは、条例に位置付け、派遣職員を引き上げる ・その他の体育施設は適切な管理のあり方を検討する ・プール施設は廃止 ・その他施設は、グループ・サークルの自主的な活動、本市事業の実施場所として幅広く活用する ・19年度は普通財産として管理のうえ、市民の幅広い利用に供する	・18年度末で条例廃止し、派遣職員を引き上げた ・「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。その他事業は18年度末で廃止した ・プール施設を18年度末で廃止した ・教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に施設の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている	・体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものを調査するとともに、条例への位置づけにかかる諸課題について検討を進め、管理のあり方とあわせて19年度中に結論を出す
3.保育所における職員配置 ・人権保育事業などを担当する専任保育士は、18年度末をもって廃止する	・人権保育事業などを担当する専任保育士78名は、18年度末をもって廃止した	
4.地域老人福祉センター管理運営 ・公の施設としては廃止し、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく多機能・多目的な利用形態等について検討を行う	・18年度末で条例施設としては廃止した ・19年度より高齢者地域活動支援事業として事業委託している ・高齢者の自主的な活動の場として、引き続き利用に供している	・20年度より、施設の有効活用を図るため、高齢者を始め市民に幅広く利用されるよう、プロポーザル方式により事業者を募集する(9月25日より募集要項配布)
5.障害者会館管理運営委託 ・公募指定管理もしくは民間法人移管について検討し、18年度中に今後の方針について明らかにする	・「障害者会館のあり方検討会」での検証・検討を踏まえ、今後の障害者会館の方針について、19年5月7日の執行会議で確認した	・23年度末をもって条例施設としては廃止する。20年度から23年度までの指定管理者を公募により選定中 ・24年度以降の民間移管に向けた課題について引き続き検討を進める
6.ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大 ・募集対象区域を市域全域に拡大することとし、また名称についても廃止し、19年度から啓発を図りながら実施する	・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、19年7月に啓発を図りながら、募集(新婚・子育て世帯向け)を実施した	・引き続き、11月に中堅層向け、2月に一般世帯向け募集を実施予定
7.未利用地等の管理および駐車場の管理運営 ・市人権協会に委託している未利用地等は、全市的な方針に基づき計画的に管理地の縮小を図る ・駐車場の管理について全市的な管理運営の方向性に基づいて見直しを行う ・住宅付帯駐車場の使用料金は19年度には他の市営住宅付帯駐車場と同額にする ・管理経費の透明性を確保するとともに効率的な運営を図り、市への納付金の増額を図る	・住宅付帯駐車場の料金改定については、19年度中に完了する ・18年度から現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の増額を図った	・「大阪市未利用地活用方針」(19年6月)に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく ・未利用地や高架下を活用した駐車場の管理については、市有地を活用した駐車場の今後の方向性に基づき見直していくこととする。 ・住宅付帯駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも21年度から措置し得るよう取り組む
8.人権文化センター ・東淀川区内の3館については、統合の方向で検討を進め、19年秋頃までに結論を出す ・22年度からの次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で検討を進め、20年度末を目途に結論を出す	・19年度において引き続き派遣職員を引きあげた ・東淀川区内の3館について利用状況等の分析や課題整理を進めている ・22年度からの次期指定管理期間に向け、あり方の検討を進めている	・東淀川区内の3館については、統合に向けて事業の実施状況や施設の利用状況の分析等、引き続き検討を進め結論を出す。 ・次期指定管理期間に向けて、20年度末を目途に結論を出す
9.大阪市人権協会等の職員の雇用問題 ・プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める	・人権文化センターの派遣職員の引き上げに伴う充当配置や委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている。	・引き続き期間を限定して雇用に配慮する

地对財特法期限後の事業等の見直し状況について

平成19年10月

<資料目次>

1.	関連事業等について	・ ・ ・	1
	(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金	・ ・ ・	2
	(2) 未利用地・建物等の使用	・ ・ ・	1 2
	(3) 特別な優遇措置等	・ ・ ・	1 6
2.	政策的な課題の解消について	・ ・ ・	1 8

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

見直しの進捗状況 ◎：方針どおり見直し等が完了したもの
○：方針どおり進めているもの
△：方針より遅れているもの等

(1) 本市が委託している事業

①地域内施設

指定管理施設（人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館）

	所管局	担当	事業名称	方 針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況(9月)	備 考
1	市民局	人権室	人権文化センター管理運営業務	東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	
2	健康福祉局	自立支援事業担当	障害者会館管理委託	現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1) 公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2) 民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	
3	健康福祉局	いきがい担当	代行型老人福祉センター管理運営	地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	
4	教育委員会事務局	社会教育担当	青少年会館管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた 不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称) 子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・ その他については、本市の事業としては廃止する。 ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	

〔1〕 委託事業

（1）本市が委託している事業

①地域内施設

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 1事業（14事業のうち）
1 住吉老人福祉センター管理運営

	所管局	担当	事業名称	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
2	経済局	都市産業担当	久保吉工場アパート 管理業務委託	現在、入居者の使用実態を把握中。平成 19年4月1日を目途に賃料を見直した うえで、19年度中に管理方法について 精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直す こととし、19年度中にその方策を決定 する。	工場アパートについては、入居者の使 用実態を18年度中に把握し、19年4 月に賃料を見直した。 管理業務委託については、19年度か ら廃止した。 施設のあり方についても見直しに向け て現在方策を検討中である。	○	
3	経済局	都市産業担当	木津川工場アパート 管理業務委託				
4	経済局	都市産業担当	浪速東工場アパート 管理業務委託				
5	経済局	都市産業担当	第2浪速東工場アパート 管理業務委託				
6	経済局	都市産業担当	第3浪速東工場アパート （北）管理業務委託				
7	経済局	都市産業担当	第3浪速東工場アパート （南）管理業務委託				
8	経済局	都市産業担当	浪速西工場アパート 管理業務委託				
9	経済局	都市産業担当	第2浪速西工場アパート 管理業務委託				
10	経済局	都市産業担当	出城東工場アパート 管理業務委託				
11	経済局	都市産業担当	矢田資源再生共同作業場管 理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年 度中に適切な管理形態を決定し、20年 度から実施する。	19年度中に適切な管理形態を決定し、20 年度から実施する。	○	
12	経済局	都市産業担当	浅香資源再生共同作業場管 理・運営業務委託				
13	環境局	大気騒音担当	矢田資源再生共同作業場管 理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年 度中に適切な管理形態を決定し、20年 度から実施する。	20年度からの実施に向け、委託契約の内 容を精査中。	○	
14	環境局	大気騒音担当	浅香資源再生共同作業場管 理・運営業務委託				

〔1〕委託事業

（1）本市が委託している事業

②人権協会委託事業（①の地域内施設の委託事業を除く）

●18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 17事業（17事業のうち）

- | | | |
|---------------------------|------------------------|--------------------------|
| 1 人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託 | 7 老人健康相談事業 | 13 子育て支援講座等交流事業 |
| 2 地域啓発推進事業 | 8 老人クラブ活動援助事業 | 14 子どもとおとなのための地域共育事業 |
| 3 人権文化センター情報通信技術（IT）講習 | 9 軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業 | 15 若年者再学習・職業観育成地域事業 |
| 4 人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業 | 10 高齢者総合相談事業 | 16 男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業 |
| 5 公立保育所環境整備業務委託 | 11 高齢者パソコン講習事業 | 17 進路選択支援事業 |
| 6 公立保育所給食内容充実事業委託 | 12 地域生活支援事業 | |

〔1〕委託事業

（1）本市が委託している事業

③その他

●18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 5事業（6事業のうち）

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 人権教育・啓発プログラム開発事業 | 5 十三市民病院免震階清掃業務 |
| 2 人権教育啓発事業 | 6 密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託 |
| 4 十三市民病院外周管理業務 | |

	所管局	担当	事業名称	方 針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況（9月）	備 考
3	健康福祉局	自立支援事業担当	理学療法士・作業療法士派遣事業委託	障害者会館のあり方と併せて、平成18年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す。	・理学療法士・作業療法士派遣事業については、平成19年度中に見直しに向けた方策を決定する。 障害者が身近な地域において、身体機能の維持向上を図るためのリハビリテーションを受けられることが必要であり、平成19年度中に策定する、本市の障害者施策を計画的に推進するための「大阪市障害者支援計画・後期重点施策実施計画（平成20年度から24年度）」との整合性を図るとともに、障害者自立支援法（平成18年10月施行）に基づく新事業である「機能訓練事業（身体機能・生活能力の維持向上を図る事業）」の進捗状況の把握に努め、見直しに向けた方策を決定する。	○	

〔1〕委託事業

（2）外郭団体等団体自身が行った委託事業

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 7事業（8事業のうち）

- 1 姉妹都市交流促進事業に関する業務委託⇒「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金
- 2 浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理
- 3 浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備
- 4 矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託
- 5 加島駐車場の清掃業務委託契約
- 6 市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約
- 8 我孫子用地の保安管理業務

所管局	団体名	番号	委託契約名	方針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備考
都市整備局	大阪市住宅供給公社	7	市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・住宅付帯駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも21年度から措置し得るように取り組む。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、19年度中に完了する。 ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の増額を図った。	○	

〔２〕補助金

（１）市単独補助金

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 6事業（8事業のうち）

- 1 生きがい活動事業補助金
- 2 老人福祉センター運営助成（飛鳥老人福祉センター運営補助）
- 4 高齢者のための総合相談事業補助金
- 6 大阪地域医療ケア研究大会補助金
- 7 大阪市人権教育研究協議会補助金
- 8 大阪市立高等学校人権教育研究会補助金

番号	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
3	健康福祉局 いきがい 担当	飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助	（社福）ともしび福祉会	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	・19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助金の内容について検討中。	○	全ての事業の積算内訳について情報公開済み。
5	健康福祉局 いきがい 担当	高齢者就労の生きがいづくり活動支援事業 （就労的生きがいづくり活動支援事業）	事業化グループの代表者		・19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助金の内容について検討中。	○	

〔２〕補助金

（２）府（府下市町村含む）とともに対応している補助金

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 5事業（19事業のうち）

8、10 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金（大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助）

9 重度知的障害者自立就労訓練等事業補助金

12 地域産業振興調査・研究事業補助金

19 大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助金

番号	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
1	市民局 雇用・勤労施策担当	就職困難者等の就職に向けた支援 が必要な人に対する就業支援事業	(社)おおさか人材雇用開発 人権センター	廃止するものや経費分担を整理 するものについては、スケ ジュールを明確にして実行す るとともに、全てについて本 市の補助金見直しの中で検討 し、積算内訳について情報公 開する。	19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	全ての事業の 積算内訳につ いて情報公開 済み。
2	市民局 人権室	人権情報収集・提供事業補助 金	(社)部落解放・人権研究所		19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	
3	市民局 人権室	部落史編纂事業補助金	(社)部落解放・人権研究所		19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	
4	市民局 人権室 (教育委員会事務局、健康福祉局)	大阪人権博物館運営費補助金	(財) 大阪人権博物館		経費分担を整理し、19年度より市 民局1局に整理統合した。 19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	
5	こども青少年局 保育指導担当	大阪保育子育て人権情報研究 センター補助金	大阪保育子育て人権情報研 究センター		19年度末で廃止予定 19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	
6 14 16	市民局雇用・勤労施策担当 (健康福祉局、経済局、教育委員会 事務局)	大阪地域職業訓練センター事 業補助金（(財)大阪生涯職業 教育振興協会運営補助金）	(財)大阪生涯職業教育振興 協会		経費分担を整理し、19年度より市 民局1局に整理統合した。 19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき 見直しに取り組んでいる。	○	

番号	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
7	健康福祉局 地域福祉担当	大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金	大阪地域職業訓練センター福祉民生施策連絡協議会等	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。 一部、18年度に廃止。残事業について、引き続き検討中。	○	全ての事業の積算内訳について情報公開済み。
11	経済局 都市産業担当	アルフィック大阪事業補助金	(財)大阪皮革産業会館		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	
13	経済局 企業支援担当	人材育成事業推進員設置費等補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	
15	環境局 大気騒音担当	化製場集約化対策事業補助金	大阪ハイプロテイン協業組合		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	
17	教育委員会事務局社会教育担当	おおさか識字日本語センター事業補助	おおさか識字日本語センター		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	
18	教育委員会事務局社会教育担当	大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助	(財)大阪生涯職業教育振興協会		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	

〔３〕貸付金

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 1事業（6事業のうち）

3 芦原病院貸付金

番号	所管局 担当	事業名（支出名称）	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
1	経済局 金融担当	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。	23年度までの5年間については返済計画に基づいて確実に返済を求める。 24年度以降の返済計画は23年度中に協議する。	○	
2	経済局 商業振興担当	部落解放消費生活協同組合貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。	返済計画に基づいて返済中 今後も確実に返済を求める	○	
4	健康福祉局 地域福祉担当	大学奨学金事業	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。	現在、全債務者の所在確認等、現況調査を実施中。返還決定者には、引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、今年度中の一括処理の措置に向け、債権放棄等の課題整理を行う。	(○)	
5	健康福祉局 地域福祉担当	同和更生生業資金（回収事務）	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。今年度中に今後の方針を立てる。	現況調査の結果を踏まえて今後の方針を検討中。	△	
6	教育委員会事務局 学務担当	高等学校等奨学金	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	現在、全債務者の所在確認等、現況調査を実施中。返還決定者には、引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、今年度中の一括処理の措置に向け、債権放棄等の課題整理を行う。	(○)	

〔4〕 分担金

番号	所管局 担当	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	方 針	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況 (9月)	備 考
1	市民局 人権室 (健康福祉局)	大阪府人権福祉施設連絡 協議会分担金	大阪府人権福祉施設連絡協議 会	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	経費分担を整理し、19年度より分担金として市民局1局に整理統合した。19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	全ての事業の積算内訳について情報公開済み。
2	市民局 人権室	(財)大阪府人権協会分担金	(財)大阪府人権協会		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	
3	市民局 人権室	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議分担金	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議		19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき見直しに取り組んでいる。	○	

(2) 未利用地・建物等の使用

(2)未利用地、建物等の使用

《方針》 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する。

a. 未利用地等の使用について

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	進捗状況(19年9月)		件数
				措置済みの状況	取組中の状況	
地域コミュニティ関係	農菜園 ゲートボール場 スポーツ広場等	・無償貸与 ・地域人権協会等	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・2件は地元運営委員会と契約済 ・1件は供用廃止	・1件は運営委員会の立ち上げに向け協議中 ・2件は19年度かぎりでは供用廃止予定 ・1件は返還について協議中	7件
駐車場関係	有料駐車場 事業用駐車場	・無償貸与 一部は減免あり ・法人等	・利用者より使用料を徴収する有料駐車場については、19年度から有償化に向けた検討を行う ・減免を認めるものは、19年度より全市長的な考え方との整合性をはかる	・2件は有償化で契約済 ・2件は減免率見直し済 ・1件は利用廃止	措置済み	5件
	来館者用駐車場(福祉施設等)	・無償貸与 ・運営法人	・18年度中に駐車場の必要性の精査をおこなったうえで、利用者が無料で使用できるものに限り、土地について無償貸与とするが、基準以上のものについては、有償化の方向で関係先と協議を進める	・1件は駐車場の利用廃止 ・1件は有償化済	措置済み	2件
	来館者用駐車場(公共施設)	・無償貸与	・18年度中に駐車場としての手続きを行う	・3件は使用承認の手続き完了 ・1件は駐車場としての利用廃止	措置済み	4件

利用廃止等の手続きを進めているもの		・18年度末を目途に手続きを進める	・4件は利用廃止済 ・4件は現状復帰手続済	措置済み	8件
不正・無断使用関係		・18年度末を目途に明渡しを求める、応じなければ法的措置を講ずる	・13件は明渡し済	・4件は法的措置検討中 ・1件は売却処分により措置予定	18件

a. 未利用地等の使用について	合計	44件
-----------------	----	-----

b. 建物・用地等の使用貸借等について(1/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	進捗状況(19年9月)		件数
				措置済みの状況	取組中の状況	
地域コミュニティ関係	老人憩の家	・無償貸与 ・地域人権協会	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・1件は地元運営委員会と契約済	・残り4件は運営委員会の立ち上げに向け協議中	5件
	集会所	・土地;無償貸与 ・建物;自己所有 ・地域人権協会				
収益事業関係	診療所 共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・18年度を目途に法人化および有償化の 手続きを行う	・3件は有償化済 ・5件は施設用途廃止済	・残り18件は不動産鑑定および不動産評価 審議会への諮問等、有償化に向けた手続 き中 ・法人化及び有償化に向け協議中	26件
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に 限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以 降、定期借地契約を締結する	・看護師寮は明渡し済	・病院敷地は事業譲渡後3年間無償貸与、 以降事業定期借地契約締結予定	2件
福祉施設・事業関係	地域在宅サービスステーション その他福祉施設	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・運営法人	・土地については無償とする ・建物の有償化については、18年度中に 結論を出す	・3件建物有償化済 ・1件は減免基準適用済	措置済み	4件
指定管理施設/ 公的施設関係	人権文化センター	・地域人権協会事務所 ・目的外使用許可 ・100%減免	・19年度より、指定管理業務用の事務ス ペースとする	・19年度より、目的外使用許可せず ・指定管理業務用の事務スペース化	措置済み	12件
		・部落解放同盟大阪府連 地域支部事務所 ・目的外使用許可 ・減免無し	・19年度は新たな使用許可を行わないこ とを基本とする	・3件は移転済	・残り4件は係争中	7件
	障害者会館	・指定管理建物内の施設	・18年度中の移転を求める	・2件とも移転済	措置済み	2件
	大阪人権センター	・大阪府の建物あり	・18年度中に契約を締結する	・大阪府と合意済み	措置済み	2件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(2/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	進捗状況(19年9月)		件数
				措置済みの状況	取組中の状況	
産業振興施設	工場アパート 資源再生共同作業所 商業施設 購買施設 生協施設	・賃貸借契約(有償) ・賃料改定が途中段階のものがある	・賃料改定が未実施のものは19年度から実施する ・賃料改定が途中段階のものは、通増計画に基づき、最終賃料まで計画的に改定を行う	・5件は最終賃料に改定済 ・12件は賃料改定契約済	・残り4件は平成19年度の賃料改定契約済、通増計画にもとづく最終賃料への改定について合意済(未契約)	21件
	大阪皮革産業会館	・土地建物とも無償貸与 ・市の運営費負担はなし	・現在の契約期間が満了する19年度末までに、契約方法などについて決定する	——	・他施設の土地建物使用事例も踏まえ、現在の契約について協議中	1件
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う	——	・土地賃貸料について支払督促済 ・返済計画等について要請し回答書受理	1件

利用実態の解消を行うもの		・18年度末を目途に、明渡しを求める	・6件は明渡し済	・1件は法的措置手続予定 ・1件は法的措置検討中 ・1件は新たに町会に対し使用承認の手続中 ・2件は引き続き交渉中	11件
--------------	--	--------------------	----------	--	-----

b. 建物・用地等の使用貸借等について	合計	94件
---------------------	----	-----

注: 大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があるが、いずれも無償貸与と表記する

有償化や契約方法の整理を図るなど引続き活用を図っていくもの	既に他の同種の利用条件と均衡が図れたもの	引続き取組みを進め方針に沿った実施に努めていくもの	合計
	59件	33件	92件
明渡しや原状回復等を求めるもの (アミカケの項目)	既に明渡し等が完了したもの	引き続き明渡し等の交渉を進め、19年度中の解決を図っていくもの	合計
	32件	14件	46件

(3) 特別な優遇措置等

見直しの進捗状況 ◎：方針どおり見直し等が完了したもの
○：方針どおり進めているもの
△：方針より遅れているもの等

(3) 特別な優遇措置等

● 18年度末までに方針どおり見直し等が完了したもの 17事項（19事項のうち）

特別な優遇措置

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 1 生活保護出張相談・保護費支払 | 8 一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種 |
| 2 各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣 | 9 一部地域での健康教育・相談 |
| 3 保育所における一泊保育事業 | 10 地区診療所への応援医師派遣 |
| 4 保育所の正規職員以外のアルバイト（保育士以外）配置 | 11 仮設便所の設置（浪速区内 1 か所） |
| 5 保育所の給食材料費の上積み | 12 浅香・矢田共同作業場のごみ収集 |
| 6 大国老人憩の家光熱水費 | 14 一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定 |
| 7 一部地域での基本健診・結核検診・がん健診 | |

不適切な事務執行

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 16 大国町・芦原橋自転車駐車場警備委託 | 18 大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留 |
| 17 大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託 | 19 法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予 |

	所管局	担当	事 項	今後の対応策	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
13	都市整備局	管理担当	改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料	本市改良住宅の全ての店舗・作業所を対象に、平成19年度中の使用料の改定に向け作業を進める	19年7月に使用料改定を実施。	◎	(特別な優遇措置)

	所管局	担当	事 項	今後の対応策	見直し状況(19年9月現在) 及び今後のスケジュール	見直しの進捗 状況（9月）	備 考
15	健康福祉局	自立支援事業 担当	もと浪速第1温泉施設の活用	障害者のニーズを勘案し、平成18年度中に今後の活用方策について検討し、方針を出す	障害者のニーズを勘案した活用方策について、引き続き検討し、早急の方針を出す。	△	(不適切な事務執行)

2 政策的な課題の解消について

見直しの進捗状況 ◎：方針どおり見直し等が完了したもの
○：方針どおり進めているもの
△：方針より遅れているもの等

2 政策的な課題の解消について

●平成18年度末までに全ての見直しが完了したもの 1事業（9事業のうち）
3 保育所における職員配置

	項目	方針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況(9月)	備考
1	学校における職員配置の適正化	・管理作業員 いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。 このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。 ・給食調理員 いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。 ・また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や嘱託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。 ・なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性はもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。	・管理作業員 18年度末に8名の配置を見直した 19年度末に2名の配置を見直す ・給食調理員 18年度末に36名の配置を見直した 19年度末に18名の配置を見直す ・施設・設備等に対応するための加配42名については、配置基準の見直しを行った。 人事異動により21年度末までに配置の適正化を行う。 ・「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」で、19年3月29日に「中学生の昼食の考え方」をまとめ、これを踏まえ19年4月24日に市の方針を定めた。今後は方針に基づいて、中学生の昼食に関する施策について、19年度中に具体的な内容・進め方を定め、20年度より順次実施する。	○	

	項目	方 針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況(9月)	備 考
2	青少年会館の管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「こども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・ その他の事業については、廃止する。 ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	・ 18年度末で条例を廃止し、派遣職員を引き上げた。 ・ 「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。 ・ その他の事業は、18年度末で廃止した。 ・ 体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものを調査するとともに、条例への位置づけにかかる諸課題について検討を進め、管理のあり方とあわせて19年度中に結論を出す。 ・ プール施設については、18年度末で廃止した。 ・ 教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に、体育館・会議室等の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている。	○	

	項目	方針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況(9月)	備考
4	地域老人福祉センター管理運営	・地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。	・18年度末で条例施設としては廃止 ・19年4月から、高齢者地域活動支援事業として事業委託(20年4月以降、施設の有効活用を図るため、高齢者を始め市民に幅広く利用されるよう、プロポーザル方式により事業者を募集する(9月25日より募集要項配布))	○	
5	障害者会館管理委託	・現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1)公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2)民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	・19年5月7日の執行会議において、 ○障害者自立支援法による事業を計画的に整備することにより、障害者会館については、23年度末をもって条例施設としては廃止する。 ○20年度から23年度は、指定管理者を公募により選定することとし、指定期間内に、障害者自立支援法に基づく新事業への移行状況の把握や、条例廃止後の施設の活用方法・事業内容の整理、さらには設備等の老朽化に対する対応等、民間への移管に向けた課題について検討を行う。 とした、今後の障害者会館の方針を確認した。 ・5月市会において、指定管理者を公募により選定するための条例改正を行い、現在「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、20年4月からの指定管理者の選定を進めている。	○	
6	ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	・ふれあい人権住宅については、募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また、名称についても廃止し、平成19年度から啓発を図りながら実施する。なお、18年度は準備期間とし、従来方式での募集は行わない。	・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、19年7月に啓発を図りながら募集(新婚・子育て世帯向け)を実施した。引き続き11月に中堅層向け、2月に一般世帯向け募集を実施予定。	◎	

	項目	方 針	見直し状況(19年9月現在)及び今後のスケジュール	見直しの進捗状況(9月)	備 考
7	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	・大阪市人権協会に委託している未利用地等(駐車場として管理運営しているものを含む)については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金については、平成19年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・大阪市未利用地活用方針(19年6月)に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく。それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・未利用地や高架下を活用した駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、見直していくこととする。 ・住宅付帯駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも21年度から措置し得るように取り組む。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、19年度中に完了する。 ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の増額を図った。	○	
8	人権文化センター	・東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・平成22年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	・東淀川区内の3館については、統合に向けて事業の実施状況や施設の利用状況の分析等引き続き検討を進め結論を出す。 ・次期指定管理期間に向けて、20年度末を目途に結論を出す	○	
9	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	・各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。	・人権文化センターの派遣職員の引き上げに伴う充当配置や委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている。 ・再就職ステップアップ制度(1年間)の設置	○	